

令和 2 年

彦根愛知犬上広域行政組合議会
会 議 録

1 1 月臨時会
(1 1 月 2 7 日)

彦根愛知犬上広域行政組合議会

〈第 3 号〉

令和 2 年 11 月

彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会会議録目次

第 3 号 11 月 27 日（金）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
会議に出席した議員	1
会議に欠席した議員	1
議場に出席した事務局職員	2
会議に出席した説明員	2
会議に欠席した説明員	2
開会	3
開議	3
会議録署名議員の指名（11 番 黒澤茂樹君、12 番 澤田源宏君）	3
会期の決定	3
議案第 10 号上程（管理者提案説明）	3
議案第 10 号（質疑・討論）	5
6 番 西澤申明君 反対討論	5
2 番 獅山向洋君 反対討論	6
議案第 10 号（採決）	6
議案第 11 号上程（管理者提案説明）	7
議案第 11 号（質疑・討論）	8
6 番 西澤申明君 反対討論	8
議案第 11 号（採決）	8
閉会	9
付録	
全員協議会（令和 2 年 11 月 27 日）	10

11月彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会会議録（第3号）

令和2年11月27日（金）

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第10号上程
- 第4 議案第11号上程

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第10号
令和2年度（2020年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正
予算（第2号）
- 日程第4 議案第11号
彦根愛知犬上広域行政組合職員給与に関する条例の一部を改
正する条例案

会議に出席した議員（18名）

1番	木村	修君	11番	黒澤	茂樹君
2番	獅山	向洋君	12番	澤田	源宏君
3番	竹内	薫君	13番	中野	正剛君
4番	北川	和利君	14番	杉原	祥浩君
5番	角井	英明君	15番	伊藤	容子さん
6番	西澤	伸明君	16番	安澤	勝君
7番	川岸	真喜君	17番	伊谷	正昭君
8番	西澤	清正君	19番	馬場	和子さん
9番	北川	元気君			
10番	赤井	康彦君			

会議に欠席した議員（1名）

- 18番 竹中秀夫君

議場に出席した事務局職員

事務局 長	神細工 信 二	事務局副主幹	高 橋	大
事務局次長	中 江 淳 展	書 記	荒 木	潤

会議に出席した説明員

管 理 者	大久保 貴 君	事 務 局 長	神細工 信 二 君
副 管 理 者	山 田 静 男 君	総 務 課 長	中 江 淳 展 君
副 管 理 者	有 村 国 知 君	総務課長補佐	高 橋 大 君
副 管 理 者	伊 藤 定 勉 君	中山投棄場長	山 本 登 君
副 管 理 者	野 瀬 喜久男 君	建設推進室長	杉 山 暢 基 君
副 管 理 者	久 保 久 良 君	建設推進室主幹	宮 川 伸 夫 君
会 計 管 理 者	辻 宏 育 君		

会議に欠席した説明員（0名）

午後 4 時 35 分開会

○議長（馬場和子さん） それでは、ただいまから令和 2 年 11 月彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、18 名で会議開会定足数に達しております。よって、令和 2 年 11 月臨時会は、成立いたしました。ただちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（馬場和子さん） 日程第 1、本日の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、11 番 黒澤茂樹さん、12 番 澤田源宏さんを指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（馬場和子さん） 次に、日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと存じます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場和子さん） ご異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は、本日 1 日に決定いたしました。

日程第 3 議案第 10 号 令和 2 年度（2020 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）

○議長（馬場和子さん） 次に、日程第 3、議案第 10 号 令和 2 年度（2020 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般

会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔高橋議会事務局副主幹朗読〕

○議長（馬場和子さん） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） それでは、議案第 10 号 令和 2 年度（2020 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

補正前予算総額 5 億 4,111 万 1 千円に対しまして、歳入歳出それぞれ 542 万 3 千円を増額し、予算総額を 5 億 4,653 万 4 千円とするものでございます。

今回の補正の内容につきましては、歳入におきまして、歳出の減額補正による負担金の減額と前年度決算上剰余金を繰越金に計上するものでございます。

歳出におきましては、本年 10 月 7 日の人事院勧告に伴い職員手当等ならびに共済費の減額を計上するもの。また、歳入の繰越金に計上した額について、財政調整基金へ積み立てるものなどでございます。

詳細につきましては、事務局からご説明申し上げますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（馬場和子さん） それでは、事務局からの詳細な説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中江淳展君） それでは、議案第 10 号 令和 2 年度（2020 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）についてござい

ますが、あらかじめお配りしました令和2年度(2020年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算書によりましてご説明いたします。

まず、資料をお開きいただいて、1ページにつきましては、提出議案でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ542万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,653万4千円とするものでございます。

次に、2ページ第1表 歳入歳出予算補正をお開きください。歳入につきましては、第1款 分担金及び負担金、第2項 負担金を歳出の補正に伴いまして30万3千円減額し、4億6,771万6千円とするものでございます。第6款 繰越金、第1項 繰越金につきましては、572万6千円を増額し、872万6千円とするものでございます。したがって、歳入合計としましては、補正前の5億4,111万1千円に542万3千円を増額し、5億4,653万4千円とするものでございます。

次に、3ページでございますが、歳出につきましては、第2款 衛生費、第1項 衛生管理費でございますが、542万3千円を増額し、1億6,021万5千円とするものでございます。したがって、歳出合計としましては、補正前の5億4,111万1千円に542万3千円を増額し、5億4,653万4千円とするものでございます。

5ページからは、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。先に歳出

から説明させていただきますので、9ページをお開きください。3 歳出、第2款 衛生費、第1項 衛生管理費、第1目 一般管理費は、第3節 職員手当等におきましては、25万3千円の減額を、第4節 共済費におきましては、5万円の減額を計上しており、それぞれ本年10月7日の人事院勧告に伴い職員の給与費を補正するものでございます。

次に、第2目 財政調整基金積立金、第24節 積立金は、前年度繰越金のうち、572万6千円を増額し、積み立てするものでございます。

次に、第2款 衛生費、第3項 清掃費、第2目 塵芥焼却場費、第11節 役務費は、新ごみ処理施設建設候補地内にございます相続放棄地に対して、相続財産管理人制度を活用するための裁判所への予納金として100万円の増額を、第12節 委託料は、委託料の入札執行による残額を100万円減額するものでございます。

それでは、恐れ入りますが、7ページに戻っていただきまして、2 歳入について、ご説明させていただきます。第1款 分担金及び負担金、第2項 負担金、第1目 負担金は、歳出の減額補正をお願いしました人事院勧告に伴う職員の給与費の減額分にあわせまして、構成市町にご負担いただいている運営費負担金30万3千円の減額をお願いするものであります。各市町の負担金額は、説明欄に記載のとおりでございます。

次に 8 ページ、第 6 款 繰越金、第 1 項 繰越金、第 1 目 繰越金、第 1 節 前年度繰越金は、補正前の予算額 300 万円に対しまして、572 万 6 千円を増額し、872 万 6 千円とするもので、これは、前年度繰越金で、令和元年度の決算上剰余金 872 万 6 千円から既決予算額 300 万円を差し引いたものでございます。

最後になりますが、10 ページ以降は、補正予算給与費明細書でございまして、一般職および会計年度任用職員の給料、職員手当等、共済費の内訳を記載しております。なお、特別職の給与費については、補正等はございません。

以上が、令和 2 年度（2020 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）の説明でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（馬場和子さん） ありがとうございます。これより質疑を行います。質疑の通告書が提出されておられませんので、質疑なしと認めます。以上で議案第 10 号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論は、ございませんか。

（「あり」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場和子さん） 当議会の会議時間は、当組合議会会議規則第 36 条の規定により、彦根市議会会議規則第 9 条の規定によって、午前 9 時から午後 5 時までであります。本日の会

議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

暫時休憩いたします。

〔午後 4 時 44 分休憩〕

〔午後 4 時 45 分再開〕

○議長（馬場和子さん） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

6 番 西澤議員。

○6 番（西澤伸明君） 今日、提出されております議案については、人事院勧告に基づく当組合の対応を決める条例だというように思いますし、この議案は補正予算であります。それで、私は、一般職の労働者、職員にしわ寄せをすべきでないという立場で発言をさせていただきます。このコロナ禍の中で、それぞれ名だたる企業がボーナスのカット、それから月々の給料についても削減をするという案が報道されてきております。ですから人事院勧告の内容を受けて、政府の方でも国家公務員また地方公務員も含めませんが、そういう公務員の給料もカットをすべきだと、平準化すべきだという方向で流れています。しかし、よく見ますと大企業を中心にですね、内部留保金、これ 400 兆円を超えているように言われています。その内部留保金は、もともと性格上はいろんな災害が起きたとき、それからその企業の不測

の事態が起きたとき、それから苦しくなったときに吐き出す財源として、企業内で積み立てるものであります。ですから、世界が、日本が、このコロナ禍の中で非常に苦しくなっているのは事実です。それを労働者に押し付けるという考え方そのものの前提にやはり納得できない、容認できないというように思います。この補正予算についても、わずかな金額、25万3千円という金額でありますけども引き下げる、労働者の給料を引き下げるという考え方に基づいているものですので容認できない。反対討論とさせていただきます。

○議長（馬場和子さん） 2番 獅山議員。

○2番（獅山向洋君） 私は、新ごみ処理施設関係の補正予算について反対の討論をいたします。私は、かねてから西清崎地区については候補地としては適切でないという意見を述べております。あえてここでは繰り返すはいたしません。その上でですね、沖積層の厚さの問題もありますし、また、非常にこの湖東流紋岩ですね、この基盤支持層まで非常に深くありまして、これについて、どういうふうに対応するかどうか工法が未だに決まっていないわけでありまして。しかもつい最近、今度はアクセス道路としてこれは新聞報道ですが、住民説明会において簡単にいうと、トンネルを掘らないかんのじゃないかというような話も出てきておるわけです。本来、今回の西清

崎地先に決めたのは、トータルコストが安いということで決めたはずなのです。ところが、今回いろいろと事情が出てきて、工法は未だに決まっていない。しかも、アクセス道路でトンネルを掘らなあかんとかいう話も出てきましてですね、一体トータルコストがどれくらいになるのかということが、やはり市民からも、一体どうということになっているのという話をよく聞きます。そういう観点から言いますと、今回の補正予算も、あくまで西清崎地区を前提とした補正予算なんですね。そういう観点から言いますと、何かずるずる環境アセスはやるは相続関係については予算をつけるということをやって、いつの間にか既成事実を重ねて、ここにまた決めてしまうんじゃないか。結局、最終的にトータルコストが大変な莫大な金になってしまってますね、この地域の皆さんあるいはこの候補地の彦根市民に大変な大きな負担がかかるんじゃないかと非常に心配するわけでございます。そういう観点から、わずか100万の補正予算でございますけれども、今ここで結構ですというわけにはいかないと考えたわけでございます。以上、反対の討論をさせていただきます。

○議長（馬場和子さん） 他に討論はございませんか。討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第10号 令和2年度(2020年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算

(第2号)を原案のとおり決することに、賛成の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(馬場和子さん) ご着席ください。起立多数であります。よって、議案第10号 令和2年度(2020年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第11号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

○議長(馬場和子さん) 次に、日程第4、議案第11号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔高橋議会事務局副主幹朗読〕

○議長(馬場和子さん) 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者(大久保貴君) 議案第11号彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

本年10月7日の人事院勧告に基づき、国において一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことから、当組合の一般職の職員の給与についても、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、所要の改正を行うものでございます。

具体的には、期末手当の支給月数を年間で0.05か月分引き下げるもので

ございます。

詳細につきましては、事務局からご説明申し上げますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長(馬場和子さん) 続いて事務局からの詳細な説明を求めます。総務課長。

○総務課長(中江淳展君) それでは、議案第11号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明させていただきます。本案につきましては、本年10月の人事院勧告に基づき、実施される一般職の国家公務員の給与改定を受けまして、地方公務員の給与においても改定が行われることとなり、当広域行政組合においても給与改定を行うため、条例の一部を改正する条例を上程するものでございます。あらかじめお配りしました議案第11号関係、別添2の条例改正概要書をご覧ください。このたびの給与改定では、期末手当が引き下げとなります。第1条で、期末手当は、12月期の支給月数を1.30月分から1.25月分へ0.05月分引き下げとなります。第2条では、同じく期末手当において、令和3年度以降におきましては、6月期、12月期で平準化し、それぞれ1.275月の支給月数にするものです。この実施時期については、第1条は、公布の日から、第2条については令和3年4月1日からとなっております。一部改正の条例案につきましては、別添のとおりです。なお、このたびの行政組合職員の

給与に関する条例の一部改正については、去る 11 月 11 日に労働組合と交渉を行い、改正内容について妥結していることを申し添えます。以上が、行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の説明でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（馬場和子さん） これより質疑を行います。質疑の通告書が提出されておられませんので、質疑なしと認めます。以上で議案第 11 号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論は、ございませんか。

6 番 西澤議員。

○6 番（西澤伸明君） 先ほどの議案 10 号とも共通をいたしますが、今回この 11 号については、給料の引き下げを求めるものになっています。そこで私は、コロナ禍のもとで労働者の雇用を守るべき政府の責任が非常に重いように思うんです。国家公務員だから、地方公務員だからということでカットをしていく、引き下げていく、こういうように民間との平準化。つまり、民間と合わすというようになりますと、どんどんと引き下がっていくものでありますし、そういうところを政府の方から、この際、企業に向かって内部留保金を活用する。そのことで、雇用を維持する、強化する。こういう方向に発信をしていくべきものであります。企業の内部留保、既に 400 兆円を超えています。だいたい前の統計で

すから、本当は 450 兆円を超えているのかというように思いますが、相当な金額です。トヨタやソニーなど、名だたる企業の内部留保金。労働組合の試算によりますと、1%や2%の内部留保金の取り崩しだけで 2 万円近くベースアップができるように試算もされています。そういう点でも、そのことにしっかりと耳を傾け、目を向けて、政府の責任で企業の労働者の雇用を守るべき、こういう発信を政府が先頭に立っていかねばなりません。人事院の勧告は、そのことを全く無視して勧告をされています。人事院の勧告に対して、政府がそれに合う法案、先ほど聞きましたが衆議院が通過し、そして参議院の委員会でも、そして本会議でも可決をしたというように聞きましたが、そういう点でも、その方向が全く間違っているというように思います。このコロナの中で、だからこそ労働者の雇用を守る。そして、賃金の待遇の引き上げにつなげていく、ないしは維持をするだけでも大変ですよ。そういう方向に、やっぱり流れていくべき、発信をしていくべきだというように思いますので反対討論とさせていただきます。

○議長（馬場和子さん） 他に討論はございませんか。討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第 11 号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を原案のとおり決すること

に、賛成の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（馬場和子さん） ご着席ください。起立多数であります。よって、議案第 11 号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今臨時会に付議されました議案は、全て議了いたしました。

これにて、令和 2 年 11 月彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会を閉会いたします。皆様、おつかれ様でございました。

午後 5 時 00 分閉会

会議録署名議員

議 長 馬 場 和 子

議 員 黒 澤 茂 樹

議 員 澤 田 源 宏

全 員 協 議 会
(1 1 月 2 7 日)

令和 2 年 11 月 27 日(金曜日)

午後 4 時 34 分開会

○議長(馬場和子さん) 皆さん、本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。日程調整等々していただいたのですが、この夕刻からの開始ということで、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、今臨時会の開会にあたり、管理者よりご挨拶をお願いいたします。管理者。

○管理者(大久保貴君) 皆様、大変遅参いたしましたして申し訳ございませんでした。改めまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位におかれましては日頃から当組合の管理運営に格別のご理解とご指導を賜っておりますことを改めてお礼を申し上げます。

本日は、臨時会をお願いしております、令和 2 年度 彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第 2 号)および彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案をご審議いただきたく存じます。コロナ禍で制約があるなかでございますが、慎重にご審議を賜りますようお願いを申し上げて、簡単ではございますが開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長(馬場和子さん) ありがとうございます。

午後 4 時 35 分閉会